

(平成22年6月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月、同年2月、42年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月及び同年2月
② 昭和42年1月及び同年2月

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間当時は、勤務していたタクシー会社を冬期間だけ解雇されており、その間については父が私の国民年金の再加入手続を行い、保険料は集金人に支払っていた。父は年金を重視しており几帳面な性格であったので、長男である私の保険料が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金の再加入手続及び保険料の納付を行ったとするが、申立人の父は既に亡くなっているため、申立人に係る国民年金の再加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録及びA町役場（現在は、B市役所）作成の国民年金被保険者名簿により、申立期間①及び②は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から42年3月まで
② 昭和43年11月から44年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B工場C営業所に勤務した申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが分かった。

季節労働者として勤務したのは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間①及び②当時にA社B工場（現在は、A社D支店）において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員の証言から、申立人が申立期間①及び②において、同社に勤務していた可能性はうかがえるものの、具体的な勤務期間を確認することができない。

また、A社D支店は、「申立期間①及び②当時、冬期間の季節労働者は働いていたようだが当時の資料は無い。申立人の記録も見当たらないことから、勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、健康保険組合も、「資料が保管されていないため、申立期間①及び②の申立人の記録を確認することができない。」と回答していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が一緒に季節労働者としてA社B工場C営業所に勤務したとして氏名を挙げている同僚二人も、申立人と同様にA社B工場において、昭和42年11月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、43年3月21日に資格を喪失していることが確認できる一方で、申立人及び上記同僚二人のいずれも、

申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

加えて、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①及び②において申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

また、オンライン記録から、申立人は申立期間①及び②において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人が申立期間①及び②に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年から 53 年まで
② 平成 4 年 2 月 26 日から同年 9 月 10 日まで
年金記録問題が話題となり、自分の年金記録に疑問を持った。

60 歳の時、社会保険事務所（当時）において、「受給資格期間が足りないため年金を支給することはできない。」と言われ、脱退手当金を受給した。

A 社及び B 社には絶対に勤務しており、申立期間が厚生年金保険被保険者期間であれば年金の受給資格期間に達すると思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立期間①当時、A 社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は既に解散し、事業主も亡くなっていることから、申立期間①に係る厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、オンライン記録によれば、A 社は、昭和 53 年 7 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

さらに、A 社に係るオンライン記録には、申立期間①において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立期間①について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、B 社の事業主の証言から、期間は特定できないもの

の、申立人が、C職種として同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社の事業主は、「入社してもすぐに辞められたのでは手続が大変なので、3か月程度は社会保険に入れなかった。本人達もそれを納得していた。」と証言している。

また、B社の経理担当者は、「申立人の給与からは、何も控除していなかったと思う。」と証言している。

さらに、オンライン記録により、B社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「前の職場を退職して、そんなに期間を空けずにB社に勤務し、C職種をしていた。」と証言しているが、前の勤務先において被保険者資格を喪失後、B社において資格を取得するまでの約10か月間、厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間②当時、B社では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、B社に係るオンライン記録には、申立期間②において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立期間②について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 30 年 10 月 13 日まで
年金受給手続の際に、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金が支給されたとする時期には、実家に戻って農業を手伝っていた。

脱退手当金の制度も知らず受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和 31 年 11 月 19 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、33 年 6 月 13 日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間と申立期間後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号となっており、脱退手当金を受給したために別番号が払い出されたものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月24日から同年11月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B支店に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

その後、A社B支社に勤務期間について問い合わせたところ、昭和46年3月24日から勤務していた旨の回答を受けた。

申立期間から営業社員として継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された登録カードにより、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「営業社員の厚生年金保険の適用については、当時の取扱い及び個々の待遇基準により一概には言えないが、採用と同時の適用ではなく、数か月間の試用期間があったと思われる。」と回答しているところ、オンライン記録から、申立期間当時に同社B支店において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚一人は、「私は、申立期間当時、A社C支部で勤務した。入社の際に支部長から、2か月から数か月間は厚生年金保険に加入させないが、その後に加える旨の説明があった。」と証言している。

また、A社B支店に幹部候補生として入社し勤務した元社員は、「営業社員は、入社して3か月の試用期間中は厚生年金保険に加入させず、その後、営業成績が一定基準を満たしたときに、厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていた。自分も3か月の試用期間経過後に一定の基準を満たしたので、厚生年金保険に加入した。」と証言しているところ、オンライン記録から、同社B支店

において、申立人と同様に昭和46年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元社員は、「私は、昭和46年の5月か6月ごろに入社した。」と証言しており、当該社員は、同社B支店に入社後、約5か月間は厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、A社B支店は、営業社員を採用した際、その採用日から数か月間は試用期間として厚生年金保険に加入させず、試用期間終了後の期間においても営業成績が一定の基準を満たさない営業社員は、厚生年金保険の加入対象者として取り扱っていなかったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録から、申立人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除に係る届出を行っていることが確認できるなど、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。